

長野県における「権利擁護支援ファンド」 設置企画案

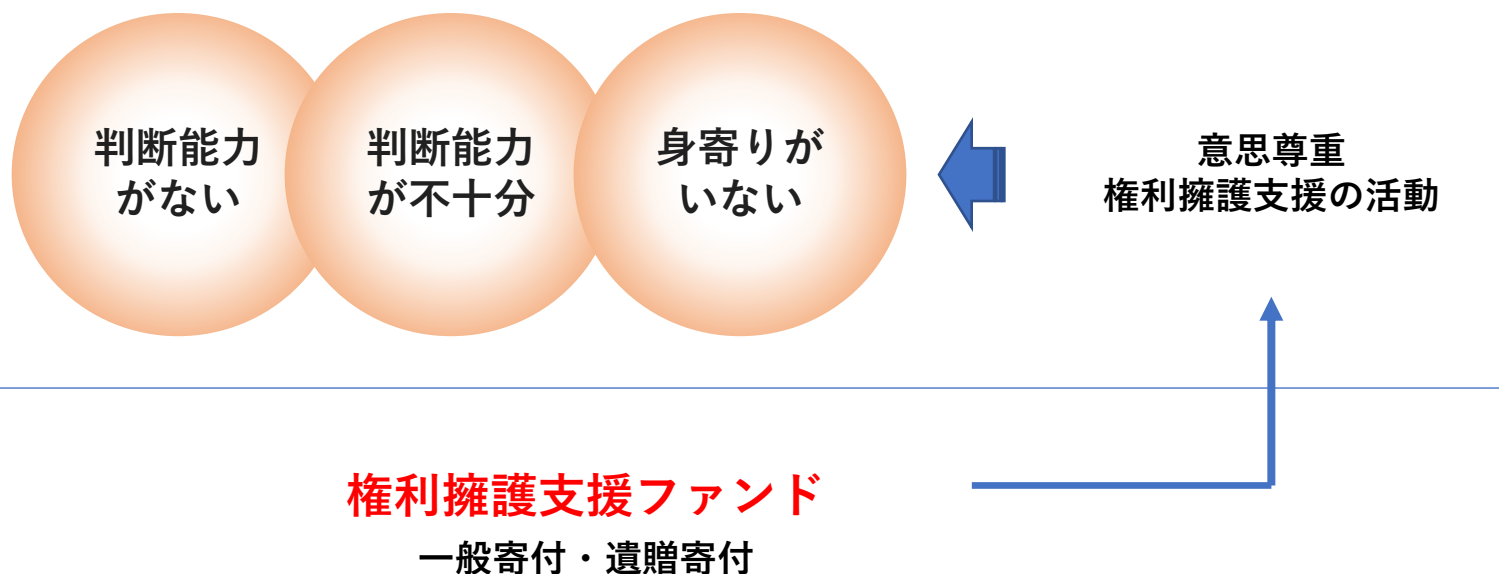
（令和4年11月29日現在）

長野県あんしん未来創造センター
権利擁護支援ファンド専門委員会

「意思尊重や権利擁護支援の活動を応援するために」

「権利擁護支援ファンド」は、判断能力の状態や身寄りの有無にかかわらず、日々の暮らしや死後においても、その人の意思が尊重され権利が擁護されるための社会づくりのための寄付をお預かりします。

一般寄付のほか、日常生活自立支援事業の利用者や身寄りのない方を含む遺贈寄付の受け皿となり、持続可能な権利擁護支援を循環させます。



判断能力が衰えても、身寄りがなくても あんしんして生活できる社会の仕組みづくりを目指します。

私たちの誰もが願わず判断能力が不十分となる可能性があります。

しかし、本人の代替機能を担ってきた家族との関係が希薄となり、身寄りのないことがスタンダードとなりつつあります。

このような今、本人の意思が尊重され、権利が擁護されるためにも、日常生活自立支援事業や成年後見制度などを含む総合的な権利擁護支援の充実が必要です。

一方で、日常生活自立支援事業を実施する社協の財源は圧倒的に不足しています。成年後見を法人として受任するにしても報酬だけでは限界があります。身寄りのない方の支援など制度ではない取組みを行うためには新たな財源が必要です。

長野県あんしん未来創造センターでは、判断能力が低下し、また身寄りがなくても、本人らしい生活が地域において継続でき、ライフステージに寄り添い続けられる社会の仕組みづくりを目指します。

そのための寄付を受入れる体制を整え、お預かりした寄付は権利擁護支援を担う団体に効果的かつ公平に分配するために、本ファンドを設置します。

総合的な権利擁護支援の取組を推進します。

本ファンドでは、本人の判断能力や身寄りの問題に対して、次の内容について総合的に取り組む権利擁護支援活動を推進していきます。

○認知症や知的及び精神障がいなどにより自ら判断できない場合に、財産管理や身上保護などを法的に支援するための取組を推進します。

- ・法人後見の受任
- ・任意後見契約
- ・死後事務委任契約

○判断能力が不十分な方が、地域においてあんしんして自立した生活が送れるように支援するための取組を推進します。

- ・日常生活自立支援事業

○身寄りがいないことが理由で、普段の生活における排除や不自由や死後の不安を解消するための取組を推進します。

- ・入居保証や身元保証事業
- ・エンディングノート等の作成支援

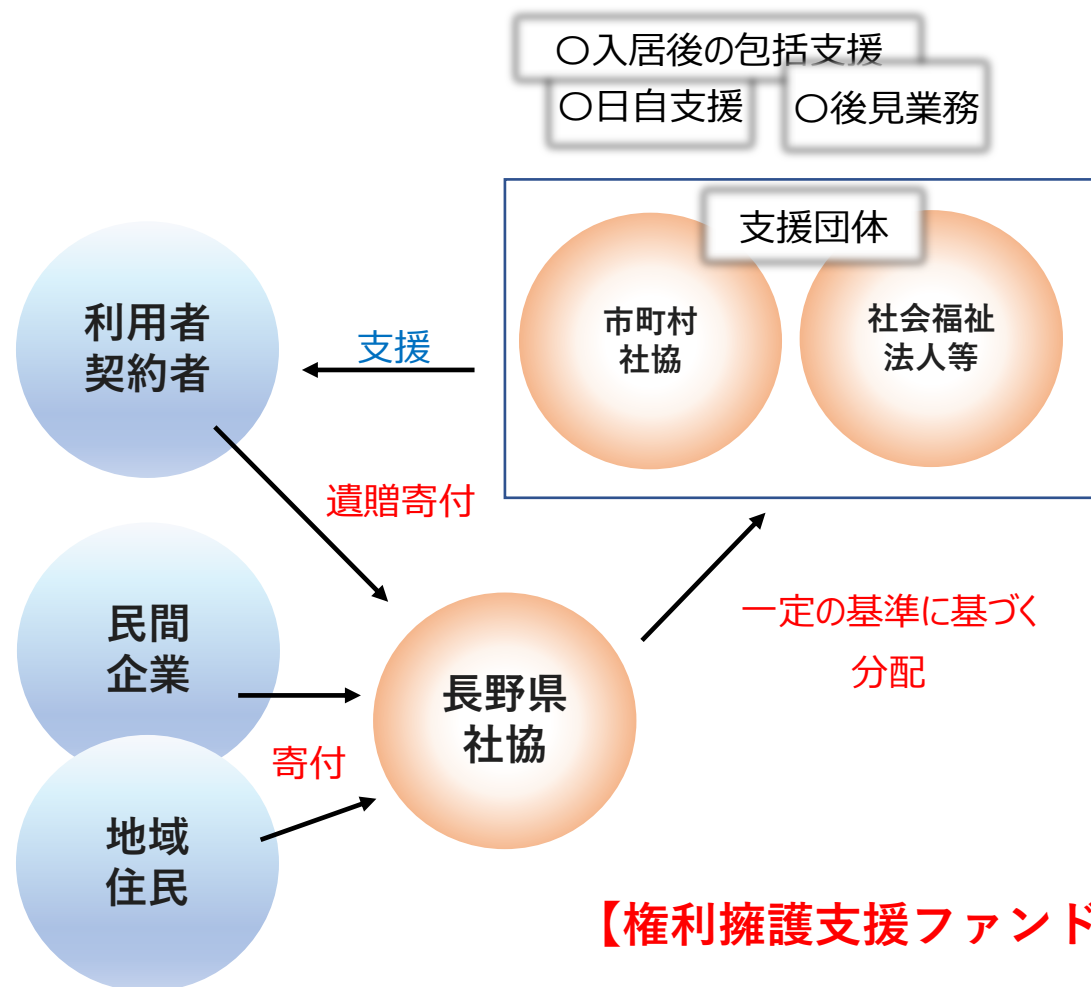
広域的な寄付の受入と公平な分配を行います。

○長野県社協が寄付の受入先となることで、支援機関と利用者等との利益相反関係を回避できます。

○県域での取組みとすることで、効果的な広報や周知に努めることができます。

○寄付の受入やその管理は、長野県社協の責任のもとで行います。

○支援機関が継続的に活動を展開することができるように、一定のルールに基づきながら公平かつ適切な分配を行います。



【権利擁護支援ファンド】

権利擁護支援にご理解いただく方からの寄付を募ります。

高齢化と世帯の単身化が進むなか、認知症の方も増加することが予測されています。認知症の高齢者であっても、あるいは知的や精神的な障がいを持っていても、判断能力の有無に関わらずその人らしく地域で生活できる社会が求められています。

また、住居、医療、介護といった個人の命と暮らしに関わる部分において、身寄りがいないためにそれを享受する権利が奪われている方もいます。

関係機関による支援が積極的かつ継続的に行われていかなければ、こうした方々の普段の暮らしの権利が擁護できない状況にあります。

制度では届かない、あるいは制度の狭間を埋めるための取組みへの協力を寄付により募ります。

下記の方法により寄付を受入れます。

【振込による寄付】

八十二銀行 ○○支店 普通預金 ＊＊＊＊＊＊

口座名 長野県あんしん未来創造センター「権利擁護支援ファンド」

【○○による寄付】

本ファンドへの寄付は 所得税及び住民税の優遇措置があります。

個人が本ファンドに対して寄付をした場合、所得税法上、一定の優遇が受けられます。
また、自治体による条例指定によって住民税における優遇が受けられます。

計算例：給与収入500万円の夫婦2人世帯（所得税適用税率10.21%）

40,000円 寄付額

38,000円 寄付金控除対象額

3,800円

1,520円

2,280円

計7,600円

①所得税の所得控除による税額軽減

②個人県民税の税額控除

③個人市町村民税の税額控除（対象としている場合）

本ファンドへの寄付は 法人税の優遇措置があります。

法人が本ファンドに対して寄付をした場合、寄附金の損金算入限度額は、下記により計算されます。

損金算入限度額

$$= \text{資本金} \times 3.75/1000 + \text{当該事業年度の所得} \times 6.25/100) \times 1/2$$

上記の損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

一般寄附金の損金算入限度額

$$= \text{資本金} \times 2.5/1000 + \text{当該事業年度の所得} \times 2.5/100) \times 1/4$$

遺贈寄付により、本人の意思を次の時代に受け継ぎます。

「権利擁護支援ファンド」は、遺言書によって示された意思に基づき、お亡くなりになった後の財産を受入れます。ただし、金銭資産及び遺言執行時に遺言執行者によって現金化された資産の寄付のみとなります。

また、以下の点にご留意ください。

1 不動産等の遺贈について

不動産や有価証券等は現金に換価のうえで受入れることができます。また、山林や田畑、古家、未公開株等、売却が難しいものは受入れできません。現金以外の遺贈については事前の相談が必要です。

3 遺留分について

相続人より遺留分の侵害額の請求があった場合、遺留分相当分を渡すことになります。あらかじめ遺留分に配慮した遺言書の作成が必要です。

2 包括遺贈について

すべての財産を遺贈したり、あるいは全財産のうちの何割をといたように割合を定めて遺贈する方法ですが、相続人と同じ立場になり、債務も承継されることから、本ファンドでは受入れません。

4 遺言について

自筆証書遺言、公正証書遺言のいずれによる遺贈も受入がかのうです。

また、遺言書作成の際は、「遺言者の有する財産を、遺言執行者により換価させたうえで、権利擁護支援ファンドに遺贈する」旨を明記します。

専門職によるサポートチームが 本人の意思に寄り添います。

「権利擁護支援ファンド」への遺贈寄付を考える方のために、専門職によるチームを編成し、遺言書作成のサポートをします。

本人の意思を確かめるアプローチを大切にするとともに、チームを編成することで、本人や家族等の変化や状況に応じた柔軟な対応を可能にします。

医師

メッセージ：

弁護士

メッセージ：

社会福祉士

メッセージ：

司法書士

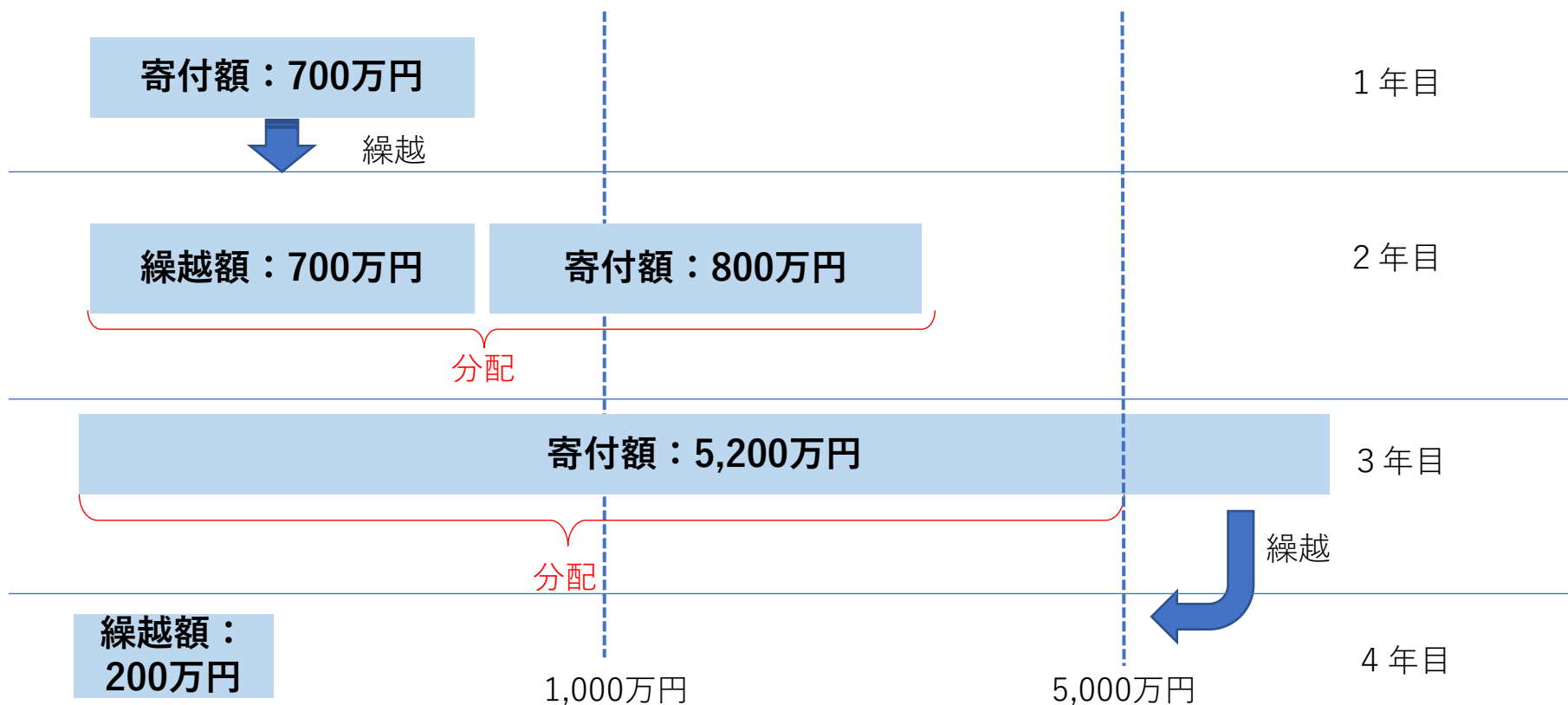
メッセージ：

年に1度、寄せられた寄付を分配します。

「権利擁護支援ファンド」で受け入れた年間（1～12月）の寄付額を、年に1度、適切なルールに基づき分配します。

寄付額が1,000万円を超えない場合は、分配は行わず、翌年の分配に繰り越します。

なお、分配額の上限は5,000万円とします。



総合的に権利擁護支援を行う団体へ適切に分配します。

「権利擁護支援ファンド」で受け入れた寄付は、以下の団体に適切に分配します。

【分配対象団体】

総合的に権利擁護支援を行っている県内の社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人とします。なお、「総合的」とは、判断能力の状態等に応じることで、「権利擁護支援」とは、本人自らが行うことができないことを支え、代替することとします。

本人

- ・判断能力の状態等に応じる。
- ・自らが行うことができないことを支え、代替する。

社会福祉
法人

NPO
法人

公益
法人

- ・日々の生活を維持、擁護する。
- ・亡くなった後の本人の希望を叶える。

【申請による分配希望】

分配を希望する団体は、決められた期日内にて所定の様式による申請が必要となります。

【分配額】

1団体につき50万円を限度とします。

一定の事業を実施していることが必要です。

総合的に権利擁護支援に取り組んでいることを分配にあたっての前提とします。
次の事業実施状況について確認をします。

	内容	実績
✓	任意後見契約の締結実績がある。	契約件数：4年度○件
	死後事務委任契約を締結実績がある。	
	遺言やエンディングノート作成の支援を実施している。	
	財産管理や保全に関する事業を実施している。	
✓	日常生活自立支援事業を実施している	契約件数：4年度○件
✓	法定後見の受任実績がある。	受任件数：4年度○件
	任意後見契約に基づく受任実績がある。	
	死後事務委任契約に基づく履行実績がある。	

評価内容・項目を定め、分配先の団体を選定します。

次のような評価内容及び評価項目をもとに、一定の基準を満たした団体に対して分配します。

評価内容

評価項目

ガバナンス

- ・定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。
- ・社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。
- ・事業年度ごと、本申請の対象となる取組に関する事業計画及び事業報告、並びに予算、決算について決議、報告を行っている。

コンプライアンス

- ・個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。
- ・直近の登記事項を登記している。
- ・税金及び社会保険料等を滞納していない。

運営体制

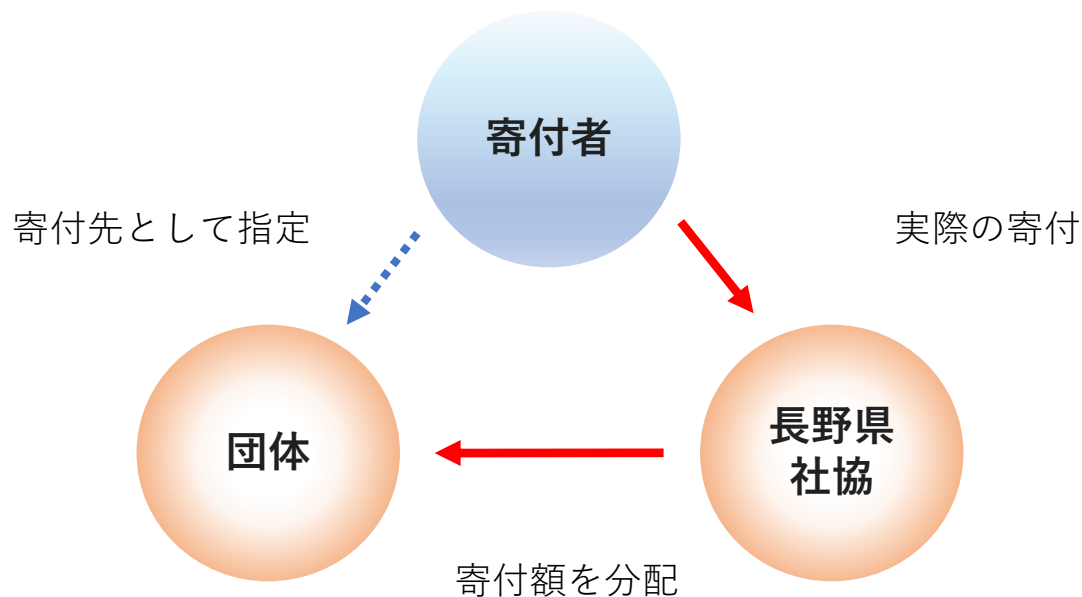
- ・社会福祉士の資格を持つ者が事業を担当している。
- ・職員の就業状況を把握し、管理している。
- ・現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。
- ・法定保存文書の保存をしている。

情報公開

- ・定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。
- ・本申請の対象となる事業内容について、広報紙やホームページで公開している。

寄付先が指定された場合は、指定団体に分配します。

一般寄付及び遺贈寄付のいずれにおいても、寄付先が指定された場合には、その指定先の団体に寄付額どおりに分配します。



あんしん未来の創造を目指して

本ファンドの設置を通じて目指す社会は次のとおりです。

- ・ 差別のない公平な社会
- ・ 誰一人取り残さない社会
- ・ 自分が自分らしく最後まで健康にやりたいことができる社会
- ・ 様々なことが出来にくくなったときにもフォローがある社会
- ・ みんなが支え合って生きられるような社会

たとえ判断力が低下したとしても、その人の思いを受け止められる地域の存在こそが「権利擁護」です。

一人ひとりの思いが地域のなかで大切にしてもらえていると感じる「あんしん」で満たされた社会、これが私たちが目指す「あんしん未来」です。

令和5年2月下旬

第4回専門委員会

- ・ 権利擁護支援ファンド規程（案）の提示、検討
- ・ 本ファンドの広報、周知に関する検討
- ・ 遺言書作成チームの人選（案）の提示、検討

令和5年3月15日
3月23日

理事会 評議員会

- ・ 権利擁護支援ファンド設置企画案の提案
- ・ 事業計画、予算案の提案

令和5年4月下旬

第5回専門委員会

- ・ 権利擁護支援ファンド規程（案）の承認

令和5年6月中旬
6月下旬

理事会 評議員会

- ・ 権利擁護支援ファンド規程（案）の承認

令和5年〇月

寄付受付開始

令和5年〇月

第6回専門委員会

- ・ 運用評価 等